

田村市上下水道局

令和7年度

水質検査計画書

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障する為に不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保する為に、水質検査項目等を定めたものです。

- 1 水道事業の概要
- 2 水道原水及び水道水の状況
- 3 水質検査計画
 - (1) 水質検査の基本方針
 - (2) 検査項目及び検査頻度
 - (3) 検査地点
 - (4) 臨時の水質検査
 - (5) 水質検査方法
 - (6) 水質検査委託する当該内容（水質検査の精度と信頼性保証）
 - (7) 水質管理において留意すべき事項
- 4 お客様の声と水質検査
- 5 水質事故への速やかな対応

令和 7 年度 水質検査計画書

1 水道事業の概要

船引区域

船引区域は、古くから地表水や良質な湧水と地層地下水を生活用水に利用していました。しかし、近年になり生活構造の変革及び人口の増、また、昭和 37 年には工場誘致運動が起こり、これに併せて衛生的で良好な生活環境を望み水道建設計画が立てられました。

緩速ろ過方式による浄水場を昭和 38 年に竣工させ船引町簡易水道として発足しました。その後は、給水区域の拡大、給水人口の増加により、昭和 44 年から大滝根川の表流水を取水し、急速ろ過装置を取り入れ、水需要の増大に併せ 5 期にわたり拡張工事を行い、平成 17 年 3 月 1 日、町村合併により、田村市上水道に変わりました。

大越区域

大越区域は、昭和 36 年に簡易水道事業を計画し、昭和 37 年に事業認可を受け、昭和 38 年に大越町簡易水道として発足しました。しかし、石灰石採掘により取水源の湧水が汚濁したため、大滝根支流の上沢川から取水し、緩速ろ過方式により浄水する計画に変更し、昭和 39 年に竣工、昭和 41 年に給水を開始しました。

その後、高度経済成長とともに水道の需要も増加の一途をたどり、昭和 51 年早稲川字千丁地地内に水源を確保し、従来の上大越地区を対象とした簡易水道を廃止し、下大越、早稲川の両地域を給水区域に加えた上水道事業創設に着手しました。

昭和 53 年に上水道事業が認可され、調整池・配水池・急速ろ過設備・中央管理室等の工事が進められ、昭和 56 年に竣工、大越浄水道が誕生し、平成 17 年 3 月 1 日、町村合併により、田村市上水道に変わりました。

常葉区域

常葉区域は、昭和 40 年に常葉町簡易水道として開設し、水源は鎌倉岳に湧水 5 ヶ所、大滝根河畔に浅井戸 3 基を設け、久保、館、山根配水池から各家庭や工場等に給水を図ってきました。

しかし、近年の環境の変化から水源として湧水の枯渇、並びに地下水湧出量の減少がみられる一方、水道水の供給量は年々増加し、当初の施設能力では安定供給が危ぶまれてきたため、平成4年に受水槽及び第2配水場を建設しました。3基の浅井戸から館配水池に送水していた水を受水槽に貯水するように方向転換し、受水槽から第2配水場と久保配水池に送水するようにしました。また、平成12年に常葉字石蒔田地内に第9水源として水源を確保し館配水池に送水し水量を確保しました。

平成21年4月1日田村市水道事業と統合となり、田村市上水道に変わりました。

滝根区域

滝根地区は、昭和28年度認可の菅谷簡易水道と昭和29年度認可の神俣簡易水道の2施設でしたが、給水人口の増加及び給水量の増加に伴う原水不足のため、昭和48年より拡張事業を実施し昭和52年度に完成、滝根町簡易水道となりました。

更に、給水量の増加に伴い昭和62年に浄水・配水施設の増設事業を実施しました。

平成21年4月1日田村市水道事業と統合となり、田村市上水道に変わりました。

入新田区域

入新田地区は、以前の飲用水は専用水道及び各戸にて湧水や地下水を利用していたが、降雨時には水源に泥水が混入するなど、天候により水質が悪い状況となってしまうことから、平成7年度に認可を申請・取得し、平成7年度から平成9年度にかけて施設及び配水管工事を実施し、平成10年4月に入新田地区簡易水道が誕生しました。

平成21年4月1日田村市水道事業と統合となり、田村市上水道に変わりました。

都路区域

都路区域は、昭和49年に認可を得て都路村簡易水道が運営されてきましたが、取水量の減少、施設の老朽化等の理由により、水源開発と給水区域の拡張、浄水方法の変更を行うため、平成9年から揚水試験・水源調査を行い、平成11年に測量設計を行いました。平成12年に変更認可を得て施設の整備を実施しました。

平成21年4月1日田村市水道事業と統合となり、田村市簡易水道に変わりました。

田村市

(H21 年度統合認可)

	船引区域	大越区域	常葉区域	滝根区域	入新田区域	計
計画給水人口（人）	11,600	3,300	3,460	4,200	252	22,812
計画給水普及率（%）	95.0	83.2	90.9	97.9	90.0	
計画1日給水能力（m ³ ）	7,500	1,785	1,559	2,640	119	13,603
計画1日最大給水量（m ³ ）	7,404	1,553	1,559	2,400	51	12,967

都路町簡易水道

	都路区域	計
計画給水人口（人）	701	701
計画給水普及率（%）	100.0	100.0
計画1日給水能力（m ³ ）	463	463
計画1日最大給水量（m ³ ）	382	382

2. 水道原水及び水道水の状況

- ① 原水（水源から浄水場入り口まで）における汚染の要因・水質管理上、優先すべき対象項目

最も水質が悪化する時期を考慮して、毎年7月または8月に、原水（浄水場入り口）において水質検査を実施しています。現在までの水質は、おおむね良好な状態です。

水源の種類	施設名（水源地）	汚染の要因	水質管理上の優先項目
表流水 浅井戸	船引浄水場	生活排水汚染 降雨による濁水 渇水期での水質悪化 農薬の影響 細菌等	硝酸態窒素・亜硝酸態窒素 濁度 TOC(有機物) 使用農薬のモニタリング 指標菌・クリプトスポリジウム PFOS(ペルフルオロオクタン スルホン酸) 及び PFOA(ペルフルオロオク タン酸)
表流水 浅井戸	大越第1浄水場 大越第2浄水場	生活排水汚染 降雨による濁水 渇水期での水質悪化 細菌等	硝酸態窒素・亜硝酸態窒素 濁度 TOC(有機物) 指標菌・クリプトスポリジウム PFOS(ペルフルオロオクタン スルホン酸) 及び PFOA(ペルフルオロオク タン酸)

湧 水 浅井戸	常葉区域（水源） 第１．２．３．４ 第５．６．７．８	降雨による濁水 渇水期での水質悪化 細菌等	硝酸態窒素・亜硝酸態窒素 濁度 TOC（有機物） 指標菌・クリプトスポリジウム PFOS（ペルフルオロオク タンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオク タン酸）
表流水	滝根浄水場 （第１．２水源）	降雨による濁水 渇水期での水質悪化 細菌等	硝酸態窒素・亜硝酸態窒素 濁度 TOC（有機物） 指標菌・クリプトスポリジウム PFOS（ペルフルオロオク タンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオク タン酸）
表流水	入新田浄水場		
深井戸	都路浄水場 第１．２．４．５ 水源	降雨による濁水 渇水期での水質悪化	硝酸態窒素・亜硝酸態窒素 濁度 TOC（有機物） 鉄・マンガン（第３水源） 指標菌・クリプトスポリジウム PFOS（ペルフルオロオク タンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオク タン酸）

② 浄水場入り口から給水栓までにおける汚染の要因・水質管理上、優先すべき
対象項目

施設名	薬品・資機材等の 使用状況	汚染の原因	水質管理上の優先項目
船引浄水場 大越第１・２ 浄水場 入新田浄水場	凝集剤としてポリ塩化アルミを使用、滅菌剤として次亜塩素酸を使用 鉄・鉛・銅・亜鉛等の影響を与える資機材の使用はなし	アルミニウム 消毒副生成物	アルミニウム 消毒副生成物 （１２項目）
常葉区域 滝根浄水場 都路浄水場	滅菌剤として次亜塩素酸を使用 鉄・鉛・銅・亜鉛等の影響を与える資機材の使用はなし	消毒副生成物	消毒副生成物 （１２項目）



3. 水質検査計画

(1) 水質検査の基本方針

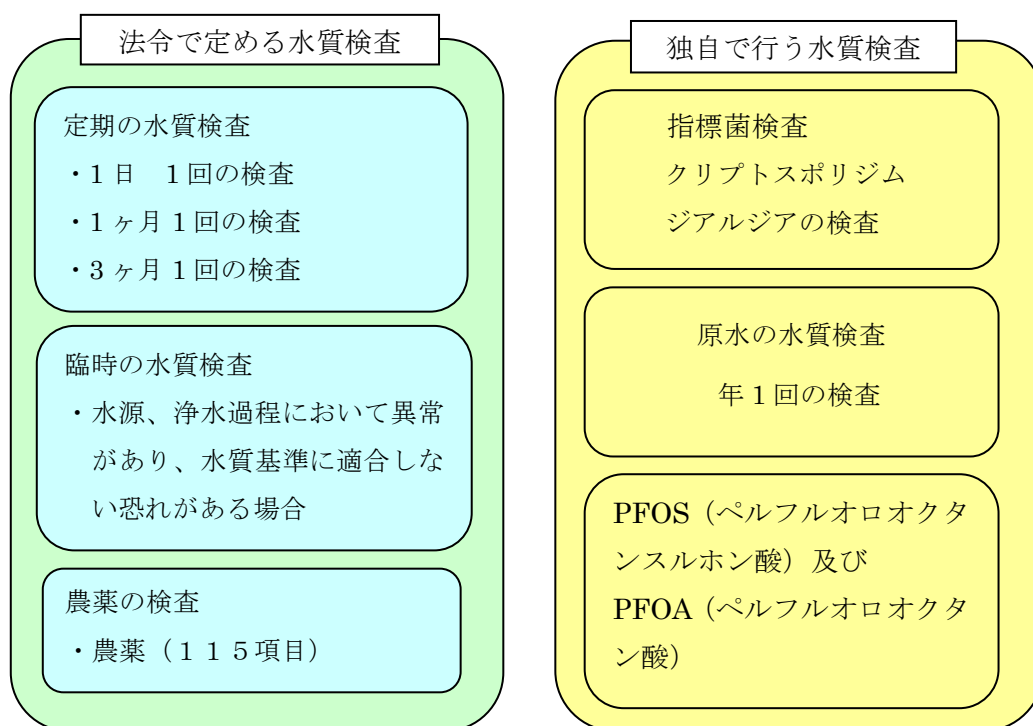
水源の特徴及び、水質管理において留意すべき事項を踏まえ、田村市上下水道局の水質検査の基本計画を策定しました。

- ① 検査地点は、水質検査が適用される給水栓（蛇口（浄水））に加え、浄水場（貯水池）入り口（原水）とします。
- ② 水道法で検査が義務付けされている水質検査基準項目は、水道法基本回数で実施し、水道水の安全を保障します。（船引区域）

過去の検査結果及び水源の汚染状況を考慮し、検査頻度の減及び省略可能項目について検討し、効果的な水質検査を行います。

（大越・常葉・滝根・入新田・都路区域）

- ③ 原水の検査として、年1回は消毒副生成物を除いた基準項目39項目の検査を行います。
- ④ 原虫検査として、クリプトスポリジウム、ジアルジアの検査を実施します。
- ⑤ 水質管理目標設定項目である農薬（115項目）を散布時期に検査します。
（船引区域のみ）
- ⑥ 原水の検査として、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）の検査を実施いたします。



○クリプトスポリジウム（耐塩素性病原微生物）等対策指針項目について

厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について（平成 19 年 3 月 30 日健水発第 0330005 号）」の規定を基に検査を行います。

原水の種別と過去の指標菌（大腸菌数・嫌気性芽胞菌）の検出状況から、クリプトスポリジウムの汚染の恐れをリスクレベル（レベル 1～4）に判定し、水質管理を行っていきます。検査回数等は上記規定をもとにしますが、各水源の周辺の状況及び過去のデータ等を勘案し、検査を行っていきます。

水道原水にかかるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断

原水の種別	指標菌検出状況			リスクレベル
	検出	不検出		
地表水	○		⇒	レベル 4
地表水以外の水	○			レベル 3
地表水等が混入していない被圧地下水以外の水		○		レベル 2
地表水等が混入していない被圧地下水のみの水		○		レベル 1

原水のリスクレベル判定と検査項目、頻度

施設名	水源の種別	リスクレベル	検査項目・頻度
船引浄水場	表流水 浅井戸	レベル 4	指標菌を毎月検査 クリプトスポリジウムを 3 ヶ月に 1 回 PFOS 及び PFOA を年に 1 回
大越第 1 浄水場	表流水	レベル 4	指標菌を毎月検査 クリプトスポリジウムを 3 ヶ月に 1 回 PFOS 及び PFOA を年に 1 回
大越第 2 浄水場	浅井戸	レベル 3	指標菌を毎月検査 クリプトスポリジウムを 3 ヶ月に 1 回 PFOS 及び PFOA を年に 1 回
常葉区域 (山根第 1. 2. 3. 4 水源)	湧 水	レベル 4	指標菌を毎月検査 クリプトスポリジウムを 3 ヶ月に 1 回 PFOS 及び PFOA を年に 1 回
常葉区域 (第 5・第 8 水源)	浅井戸	レベル 3	指標菌を毎月検査 クリプトスポリジウムを 3 ヶ月に 1 回 PFOS 及び PFOA を年に 1 回
常葉区域 (第 6・第 7 水源)	浅井戸	レベル 2	指標菌を 3 ヶ月に 1 回 PFOS 及び PFOA を年に 1 回
滝根浄水場 (第 1・第 2 水源)	表流水	レベル 4	指標菌を毎月検査 クリプトスポリジウムを 3 ヶ月に 1 回 PFOS 及び PFOA を年に 1 回

入新田浄水場	表流水	レベル 4	指標菌を毎月検査 クリプトスポリジウムを 3 ヶ月に 1 回 PFOS 及び PFOA を年に 1 回
都路浄水場 (第 1、2、4、5 水源)	深井戸	レベル 2	指標菌を 3 ヶ月に 1 回 PFOS 及び PFOA を年に 1 回

(2) 検査項目及び検査頻度

毎 日 検 査

1 日 1 回、代表する給水栓において、色・濁り・残留塩素の検査を行います。

毎 月 検 査

1 ヶ月に 1 回、管内を代表する給水栓において、水質変化の指標となる 9 項目について、水質検査を行います。さらに、水源により臭気原因物質のジェオスミン・2-メチルイソボルネオールの 2 項目を藻類の発生時期（6～9 月）に追加して検査を行います。

水質基準項目検査

3 ヶ月の 1 回、管内を代表する給水栓において、水質基準項目 49 項目または 51 項目の検査を行います。（船引区域）

3 ヶ月の 1 回、管内を代表する給水栓において、水質基準項目 24 項目の検査を行います。1 回は水道水の安全を確認するため水質基準 51 項目の検査を行います。（大越・常葉・滝根・入新田・都路区域）

原 水 検 査

最も水質が悪化する時期を考慮し、全ての水源地において、消毒副生成物及び味を除いた水質基準項目 39 項目の水質検査を行います。

クリプトスポリジウム検査

各浄水場において、クリプトスポリジウムのリスクレベルに応じた検査を行います。

農 薬 検 査

農薬の散布時期（６月）に１１５項目の検査を実施します。（船引区域）

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）

PFOS 及び PFOA を年に１回検査を実施します。

（３）検査地点

船引区域

① 給水栓（浄水）

検査項目	検査頻度	検査地点
色・濁り・残留塩素	毎日	光ヶ丘公園 田村市斎場 磐城常葉駅
水質基準９項目 （６～９月は１１項目）	月１回	
水質基準４９項目	年３回	
水質基準５１項目	年１回	

② 浄水場（原水）

検査項目	検査頻度	検査地点
水質基準３９項目	年１回	第１水源大滝根川取水口 第２水源大滝根川取水口
クリプトスポリジウム 指標菌	年４回 年８回	第１水源大滝根川取水口 第２水源大滝根川取水口
農薬１１５項目 （６月）	年１回	第１水源大滝根川取水口 第２水源大滝根川取水口
PFOS 及び PFOA	年１回	第１水源大滝根川取水口 第２水源大滝根川取水口

大越区域

① 給水栓（浄水）

検査項目	検査頻度	検査地点
色・濁り・残留塩素	毎日	下大越字堺野町 早稲川字木ノ岡
水質基準 9 項目 （6～9 月は 1 1 項目）	月 1 回	
水質基準 2 4 項目	年 3 回	
水質基準 5 1 項目	年 1 回	

② 浄水場（原水）

検査項目	検査頻度	検査地点
水質基準 3 9 項目	年 1 回	第 1、2 浄水場入り口
クリプトスポリジウム 指標菌	年 4 回 年 8 回	第 1、2 浄水場入り口
PFOS 及び PFOA	年 1 回	第 1、2 浄水場入り口

常葉区域

① 給水栓（浄水）

検査項目	検査頻度	検査地点
色・濁り・残留塩素	毎日	常葉屯所
水質基準 9 項目 （8 月は 1 1 項目）	月 1 回	常葉公民館 山根分館
水質基準 2 4 項目	年 3 回	西美田集会所
水質基準 5 1 項目	年 1 回	

② 浄水場（原水）

検査項目	検査頻度	検査地点
水質基準 3 9 項目	年 1 回	各水源地
クリプトスポリジウム 指標菌	年 4 回 年 8 回	山根・第 5・第 8
指標菌	年 4 回	第 6・第 7
PFOS 及び PFOA	年 1 回	各水源地

滝根区域

① 給水栓（浄水）

検査項目	検査頻度	検査地点
色・濁り・残留塩素	毎日	菅谷駅給水栓
水質基準9項目 （6～7月は11項目）	月1回	
水質基準24項目	年3回	
水質基準51項目	年1回	

② 浄水場（原水）

検査項目	検査頻度	検査地点
水質基準39項目	年1回	第1．2水源地
クリプトスポリジウム 指標菌	年4回 年8回	第1．2水源地
PFOS 及び PFOA	年1回	第1．2水源地

入新田区域

① 給水栓（浄水）

検査項目	検査頻度	検査地点
色・濁り・残留塩素	毎日	入新田56
水質基準9項目及び アルミニウム （6～7月は12項目）	月1回	
水質基準24項目及び アルミニウム	年3回	
水質基準51項目	年1回	

② 浄水場（原水）

検査項目	検査頻度	検査地点
水質基準39項目	年1回	入新田水源地
クリプトスポリジウム 指標菌	年4回 年8回	入新田水源地
PFOS 及び PFOA	年1回	入新田水源地

都路区域

① 給水栓（浄水）

検査項目	検査頻度	検査地点
色・濁り・残留塩素	毎日	消防屯所給水栓
水質基準 9 項目 （8 月は 1 1 項目）	月 1 回	
水質基準 2 4 項目	年 3 回	
水質基準 5 1 項目	年 1 回	

② 浄水場（原水）

検査項目	検査頻度	検査地点
水質基準 3 9 項目	年 1 回	第 1． 2． 4． 5 水源地
指標菌	年 4 回	第 1． 2． 4． 5 水源地
PFOS 及び PFOA	年 1 回	第 1． 2． 4． 5 水源地

（４）臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準値をこえるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場、給水栓等から採水し、臨時の検査を行います。

- ① 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- ② 魚が死んで多数の浮上があるとき。
- ③ 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
- ④ その他必要があると認められる場合。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

(5) 水質検査方法

- ① 水質基準項目の検査方法は、水道基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定の基づく、告示された検査方法により行います。

No.	水質検査項目	検査方法
1	一般細菌	標準寒天培地法
2	大腸菌	特定酵素基質培地法
3	カドミウム及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
4	水銀及びその化合物	還元気化一原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
6	鉛及びその化合物	フレイムレス原子吸光光度法
7	ヒ素及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
8	六価クロム化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
9	亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法（陰イオン類）
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	イオンクロマトグラフ-ホストカラム吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法（陰イオン類）
12	フッ素及びその化合物	イオンクロマトグラフ法（陰イオン類）
13	ホウ素及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
14	四塩化炭素	ヘッドスペース・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法
15	1,4-ジオキサン	固相抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	ヘッドスペース・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法
17	ジクロロエタン	ヘッドスペース・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法
18	テトラクロロエチレン	ヘッドスペース・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法
19	トリクロロエチレン	ヘッドスペース・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法
20	ベンゼン	ヘッドスペース・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法
21	塩素酸	イオンクロマトグラフ法（陰イオン類）
22	クロロ酢酸	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法
23	クロロホルム	ヘッドスペース・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法
24	ジクロロ酢酸	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法
25	ジブロモクロロメタン	ヘッドスペース・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法
26	臭素酸	イオンクロマトグラフ-ホストカラム吸光光度法
27	総トリハロメタン	ヘッドスペース・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法
28	トリクロロ酢酸	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法
29	ブロモジクロロメタン	ヘッドスペース・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法
30	プロモホルム	ヘッドスペース・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法
31	ホルムアルデヒド	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ質量分析法
32	亜鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法

33	アルミニウム及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
34	鉄及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
35	銅及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
36	ナトリウム及びその化合物	イオンクロマトグラフ法（陽イオン類）
37	マンガン及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
38	塩化物イオン	イオンクロマトグラフ法（陰イオン類）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	誘導結合プラズマ質量分析法
40	蒸発残留物	重量法
41	陰イオン界面活性剤	固相抽出-高速液体クロマトグラフ
42	ジェオスミン	ヘッドスペース-ガス chromatography 質量分析法
43	2-メチルイソボルネオール	ヘッドスペース-ガス chromatography 質量分析法
44	非イオン界面活性剤	固相抽出-吸光度法
45	フェノール類	溶媒抽出-誘導体化-ガス chromatography 質量分析法
46	有機物（TOC）	全有機炭素計測定法
47	PH 値	ガラス電極法
48	味	官能法
49	臭気	官能法
50	色度	透過光測定法
51	濁度	積分球式光電光度法

（６）水質検査を委託する当該委託内容（水質検査の精度と信頼性保証）

採水・水質検査・成績書の発行までの業務を20条登録機関に委託する。
委託については、精度と信頼性を考慮する。

- ① 水道水質検査において、その精度と信頼性の保証は、極めて重要であり、G L P の考え方を取り入れた体制を導入する必要がある。検査に関し、G L P の考え方を取り入れた信頼性保証システムとして、I S O 1 7 0 2 5 が定められており飲料水検査においてG L P 及びI S O 1 7 0 2 5 の認定検査機関とする。
- ② 検査される水質項目については、原則として基準値の1／10までの測定値が得られ、かつ基準値の1／10付近の濃度で変動係数が、有機物では20％以下、無機物では10％以下で測定すること。
- ③ 委託業務において全ての項目が自社分析できる検査機関とする。
- ④ 臨時（緊急時）の水質検査において、少なくとも3日で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関とする。

- ⑤ 内部及び外部において精度管理を実施していること。
- ⑥ 試料採取方法・運搬・受領等の作業手順等を明確にすること。
- ⑦ 採水は検査員（厚生労働省登録）が実施すること。

解説：G L P 優良試験所基準で食品検査・医薬品の分野では既に実施されている
I S O 1 7 0 2 5 試験所及び校正機関についての国際標準規格



プラズマ発光分光分析装置



原子吸光分光分析装置

（7）水質管理において留意すべき事項

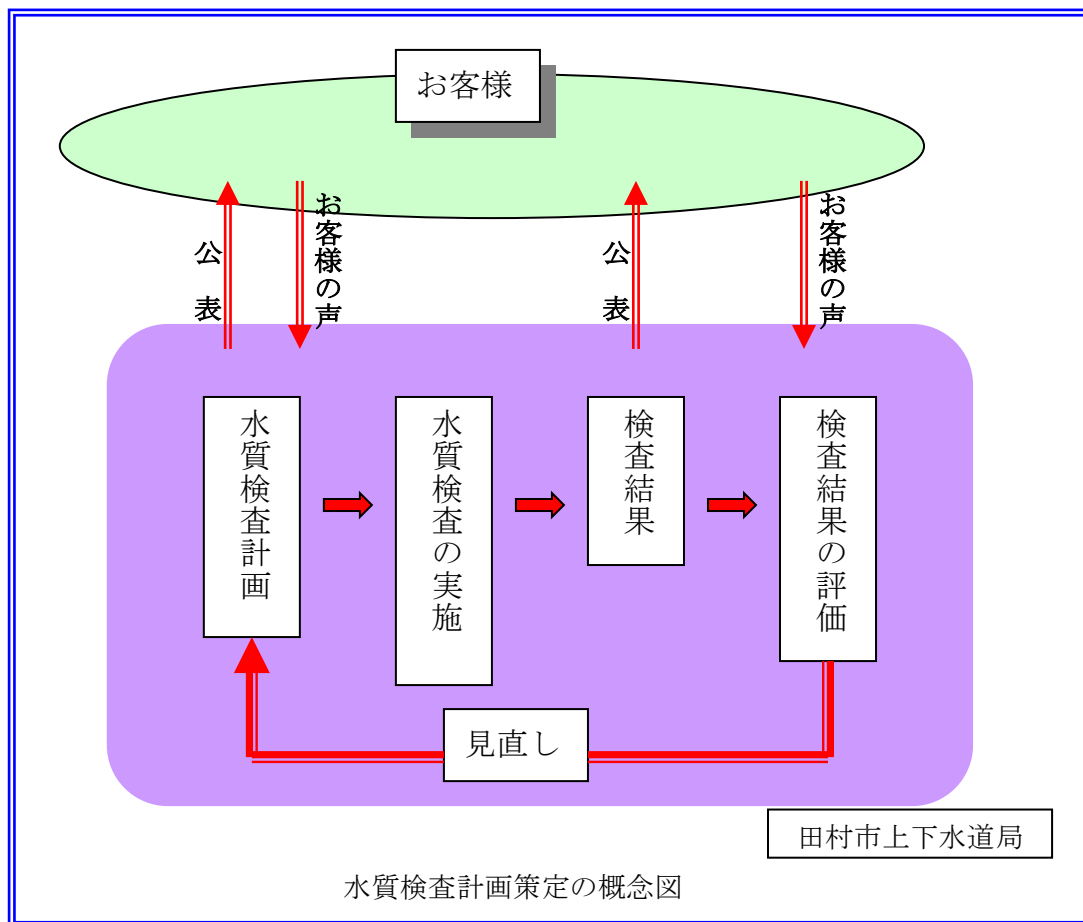
浄水の水質検査結果を基に、水質の安全性を判定し、評価を行う。

- ① 管理計画の見直しについては、過去の検査結果等を考慮し、毎年実施する。
- ② 計画外項目に関しては、必要があると思われる場合に臨時の水質検査として取り入れていく。

5 お客様の声と水質検査

安全でおいしい水を提供するために、水質検査計画と検査結果を公表し、これらの事項につきまして、市民の皆様からご意見を頂いて、水質検査計画の見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指します。

お客様の皆様からの声や、水質検査結果を次年度の水質検査計画に反映させていくため、下図のような流れで見直しを行いますので、皆様のご意見をいただければ幸いです。水質計画書は上下水道局で公表しております。



6 水質事故への速やかな対応

常に水道水質に管理を万全なものにするために、県中保健所・近隣市町村等の連携も大切です。田村市上下水道局においては、以下の取り組みに努めます。

① ご利用者（お客様）との関係

ご利用者から寄せられる水質の苦情には、的確に対応するよう努めます。また、水道水質をより知っていただくため、情報を提供致します。

② 県及び町との連携

水質汚染事故が発生した場合は、河川等水質事故（油流出等）緊急連絡系統図を活用し、速やかに関係機関に通報すると共に、必要な助言を受け、安全なおいしい水の提供に努めます。

③ 水質検査委託機関との連携

水質汚染事故には、素早く的確に対応できるよう、水質検査委託機関との連携に努めます。

法令検査、独自検査など水道水の安全性を保証するため、水質検査計画を作成し、公表しています。皆様のご意見は下記までご連絡下さい。

田村市上下水道局

田村市船引字上川原33番地

TEL：0247-82-1527

FAX：0247-82-4564

令和7年度 水質検査計画表

田村市上下水道局 船引区域

番号	項目名	基準値	単位	毎月検査	3ヶ月に1回の検査	設定理由
1	一般細菌	100	100個/ml以下	8	4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
2	大腸菌	検出されないこと	検出されない	8	4	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l		4	※1
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l		4	①水源の状況に汚染の可能性あり。
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l		4	②過去の検査結果が基準値の1/2以下である。
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l		4	①②により安全確認ため、基本の検査頻度で検査を行う。
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l		4	
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l		4	
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l		4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l		4	消毒副生成物であり、検査項目の省略はできない。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l		4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l		4	※1
13	ホウ素及びその化合物	1	mg/l		4	
14	四塩化炭素	0.002	mg/l		4	
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/l		4	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l		4	
17	ジクロロエタン	0.02	mg/l		4	
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l		4	
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l		4	
20	ベンゼン	0.01	mg/l		4	消毒副生成物のため検査項目の省略はできない。基本の検査頻度で実施する。
21	塩素酸	0.6	mg/l		4	
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l		4	
23	クロロホルム	0.06	mg/l		4	
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l		4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l		4	
26	臭素酸	0.01	mg/l		4	
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l		4	
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l		4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/l		4	
30	ブロモホルム	0.09	mg/l		4	
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l		4	
32	亜鉛及びその化合物	1	mg/l		4	※1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l		4	
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l		4	
35	銅及びその化合物	1	mg/l		4	
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l		4	水道水の性状確認のため、基本の検査頻度で実施する。
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l		4	
38	塩化物イオン	200	mg/l	8	4	※1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l		4	
40	蒸発残留物	500	mg/l		4	原因となる藻類の発生時期(8月)に検査を実施する。
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l		4	
42	ジェオスミン	0.00001	mg/l	3	1	※1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l	3	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l		4	安全性及び、性状確認のため、基本の検査頻度で実施する。
45	フェノール類	0.005	mg/l		4	
46	有機物(TOC)	3	mg/l	8	4	
47	PH値	5.8~8.6		8	4	
48	味	異常でない		8	4	
49	臭気	異常でない		8	4	
50	色度	5	度	8	4	
51	濁度	2	度	8	4	

令和7年度 水質検査(月別)

田村市上下水道局 船引区域

番号	項 目 名	4月	5月	6月	7月	原水	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	○			○	○			○			○		
4	水銀及びその化合物	○			○	○			○			○		
5	セレン及びその化合物	○			○	○			○			○		
6	鉛及びその化合物	○			○	○			○			○		
7	ヒ素及びその化合物	○			○	○			○			○		
8	六価クロム化合物	○			○	○			○			○		
9	亜硝酸態窒素	○			○	○			○			○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○	○			○			○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○	○			○			○		
12	フッ素及びその化合物	○			○	○			○			○		
13	ホウ素及びその化合物	○			○	○			○			○		
14	四塩化炭素	○			○	○			○			○		
15	1, 4-ジオキサン	○			○	○			○			○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○			○	○			○			○		
17	ジクロロエタン	○			○	○			○			○		
18	テトラクロロエチレン	○			○	○			○			○		
19	トリクロロエチレン	○			○	○			○			○		
20	ベンゼン	○			○	○			○			○		
21	塩素酸	○			○				○			○		
22	クロロ酢酸	○			○				○			○		
23	クロロホルム	○			○				○			○		
24	ジクロロ酢酸	○			○				○			○		
25	ジブロモクロロメタン	○			○				○			○		
26	臭素酸	○			○				○			○		
27	総トリハロメタン	○			○				○			○		
28	トリクロロ酢酸	○			○				○			○		
29	ブロモジクロロメタン	○			○				○			○		
30	ブロモホルム	○			○				○			○		
31	ホルムアルデヒド	○			○				○			○		
32	亜鉛及びその化合物	○			○	○			○			○		
33	アルミニウム及びその化合物	○			○	○			○			○		
34	鉄及びその化合物	○			○	○			○			○		
35	銅及びその化合物	○			○	○			○			○		
36	ナトリウム及びその化合物	○			○	○			○			○		
37	マンガン及びその化合物	○			○	○			○			○		
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○	○			○			○		
40	蒸発残留物	○			○	○			○			○		
41	陰イオン界面活性剤	○			○	○			○			○		
42	ジェオスミン			○	○	○	○	○						
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○	○						
44	非イオン界面活性剤	○			○	○			○			○		
45	フェノール類	○			○	○			○			○		
46	有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計(項目)		49	9	11	51	39	11	11	49	9	9	49	9	9

田村市上下水道局 大越区域

番号	項 目 名	基準値	単位	毎月 検査	3ヵ月に1 回の検査	設 定 理 由
1	一般細菌	100	100個/ml以下	8	4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
2	大腸菌	検出されないこと	検出されない	8	4	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l		1	※1
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l		1	①水源の状況に汚染の可能性が少ない。
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l		1	②過去の検査結果が基準値の1/2以下である。
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l		1	①②により検査項目は省略するが、安全確認ため、年1回検査を行う。
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l		1	
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l		4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l		4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l		4	消毒副生成物であり、検査項目の省略はできない。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l		4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l		1	※1
13	ホウ素及びその化合物	1	mg/l		1	
14	四塩化炭素	0.002	mg/l		1	
15	1, 4-ジオキサン	0.05	mg/l		1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l		1	
17	ジクロロエタン	0.02	mg/l		1	※1
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l		1	
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l		1	
20	ベンゼン	0.01	mg/l		1	
21	塩素酸	0.6	mg/l		4	
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l		4	消毒副生成物のため検査項目の省略はできない。基本の検査頻度で実施する。
23	クロロホルム	0.06	mg/l		4	
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l		4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l		4	
26	臭素酸	0.01	mg/l		4	
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l		4	
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l		4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/l		4	
30	ブロモホルム	0.09	mg/l		4	
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l		4	
32	亜鉛及びその化合物	1	mg/l		1	※1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l		1	
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l		1	
35	銅及びその化合物	1	mg/l		1	
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l		1	
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l		1	水道水の性状確認のため、基本の検査頻度で実施する。
38	塩化物イオン	200	mg/l	8	4	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l		1	※1
40	蒸発残留物	500	mg/l		1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l		1	原因となる藻類の発生時期(8月)に検査を実施する。
42	ジェオスミン	0.00001	mg/l	3	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l	3	1	※1
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l		1	
45	フェノール類	0.005	mg/l		1	安全性及び、性状確認のため、基本の検査頻度で実施する。
46	有機物(TOC)	3	mg/l	8	4	
47	PH値	5.8~8.6		8	4	
48	味	異常でない		8	4	
49	臭気	異常でない		8	4	
50	色度	5	度	8	4	
51	濁度	2	度	8	4	

令和7年度 水質検査(月別)

田村市上下水道局 大越区域

	項 目 名	4月	5月	6月	7月	8月	原水	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物					○	○							
4	水銀及びその化合物					○	○							
5	セレン及びその化合物					○	○							
6	鉛及びその化合物					○	○							
7	ヒ素及びその化合物					○	○							
8	六価クロム化合物		○			○	○			○			○	
9	亜硝酸態窒素		○			○	○			○			○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○	○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○	○			○			○	
12	フッ素及びその化合物					○	○							
13	ホウ素及びその化合物					○	○							
14	四塩化炭素					○	○							
15	1, 4-ジオキサン					○	○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○	○							
17	ジクロロエタン					○	○							
18	テトラクロロエチレン					○	○							
19	トリクロロエチレン					○	○							
20	ベンゼン					○	○							
21	塩素酸		○			○				○			○	
22	クロロ酢酸		○			○				○			○	
23	クロロホルム		○			○				○			○	
24	ジクロロ酢酸		○			○				○			○	
25	ジブロモクロロメタン		○			○				○			○	
26	臭素酸		○			○				○			○	
27	総トリハロメタン		○			○				○			○	
28	トリクロロ酢酸		○			○				○			○	
29	ブロモジクロロメタン		○			○				○			○	
30	ブロモホルム		○			○				○			○	
31	ホルムアルデヒド		○			○				○			○	
32	亜鉛及びその化合物					○	○							
33	アルミニウム及びその化合物					○	○							
34	鉄及びその化合物					○	○							
35	銅及びその化合物					○	○							
36	ナトリウム及びその化合物					○	○							
37	マンガン及びその化合物					○	○							
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○	○							
40	蒸発残留物					○	○							
41	陰イオン界面活性剤					○	○							
42	ジェオスミン			○	○	○	○	○						
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○	○						
44	非イオン界面活性剤				○	○	○							
45	フェノール類				○	○	○							
46	有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	計(項目)	9	24	11	11	51	39	11	9	24	9	9	24	9

田村市上下水道局 常葉区域

番号	項 目 名	基準値	単位	毎月 検査	3カ月に1 回の検査	設 定 理 由
1	一般細菌	100	100個/ml以下	8	4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
2	大腸菌	検出されないこと	検出されない	8	4	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l		1	※1 ①水源の状況に汚染の可能性は少ない。 ②過去の検査結果が基準値の1/2以下である。 ①②により検査項目は省略するが、安全確認ため、年1回検査を行う。
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l		1	
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l		1	
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l		4	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l		1	
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l		4	
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l		4	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l		4	消毒副生成物であり、検査項目の省略はできない。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l		4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l		1	※1
13	ホウ素及びその化合物	1	mg/l		1	
14	四塩化炭素	0.002	mg/l		1	
15	1, 4－ジオキサン	0.05	mg/l		1	
16	シス－1,2－ジクロロエチレン 及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04	mg/l		1	
17	ジクロロエタン	0.02	mg/l		1	
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l		1	
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l		1	
20	ベンゼン	0.01	mg/l		1	
21	塩素酸	0.6	mg/l		4	
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l		4	消毒副生成物のため検査項目の省略はできない。基本の検査頻度で実施する。
23	クロロホルム	0.06	mg/l		4	
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l		4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l		4	
26	臭素酸	0.01	mg/l		4	
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l		4	
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l		4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/l		4	
30	ブロモホルム	0.09	mg/l		4	
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l		4	
32	亜鉛及びその化合物	1	mg/l		1	※1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l		1	
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l		1	
35	銅及びその化合物	1	mg/l		1	
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l		1	
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l		1	水道水の性状確認のため、基本の検査頻度で実施する。
38	塩化物イオン	200	mg/l	8	4	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l		1	※1
40	蒸発残留物	500	mg/l		1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l		1	原因となる藻類の発生時期(8月)に検査を実施する。
42	ジェオスミン	0.00001	mg/l	1	1	
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l	1	1	※1
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l		1	
45	フェノール類	0.005	mg/l		1	安全性及び、性状確認のため、基本の検査頻度で実施する。
46	有機物(TOC)	3	mg/l	8	4	
47	PH値	5.8～8.6		8	4	
48	味	異常でない		8	4	
49	臭気	異常でない		8	4	
50	色度	5	度	8	4	
51	濁度	2	度	8	4	

令和7年度 水質検査(月別)

田村市上下水道局 常葉区域

番号	項 目 名	4月	5月	6月	7月	原水	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物				○	○								
4	水銀及びその化合物				○	○								
5	セレン及びその化合物				○	○								
6	鉛及びその化合物				○	○								
7	ヒ素及びその化合物				○	○								
8	六価クロム化合物	○			○	○			○			○		
9	亜硝酸態窒素	○			○	○			○			○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○	○			○			○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○	○			○			○		
12	フッ素及びその化合物				○	○								
13	ホウ素及びその化合物				○	○								
14	四塩化炭素				○	○								
15	1, 4-ジオキサン				○	○								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○	○								
17	ジクロロエタン				○	○								
18	テトラクロロエチレン				○	○								
19	トリクロロエチレン				○	○								
20	ベンゼン				○	○								
21	塩素酸	○			○				○			○		
22	クロロ酢酸	○			○				○			○		
23	クロロホルム	○			○				○			○		
24	ジクロロ酢酸	○			○				○			○		
25	ジブromクロロメタン	○			○				○			○		
26	臭素酸	○			○				○			○		
27	総トリハロメタン	○			○				○			○		
28	トリクロロ酢酸	○			○				○			○		
29	ブromジクロロメタン	○			○				○			○		
30	ブromホルム	○			○				○			○		
31	ホルムアルデヒド	○			○				○			○		
32	亜鉛及びその化合物				○	○								
33	アルミニウム及びその化合物				○	○								
34	鉄及びその化合物				○	○								
35	銅及びその化合物				○	○								
36	ナトリウム及びその化合物				○	○								
37	マンガン及びその化合物				○	○								
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○	○								
40	蒸発残留物				○	○								
41	陰イオン界面活性剤				○	○								
42	ジェオスミン				○	○	○							
43	2-メチルイソボルネオール				○	○	○							
44	非イオン界面活性剤				○	○								
45	フェノール類				○	○								
46	有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計(項目)		24	9	9	51	39	11	9	24	9	9	24	9	9

田村市上下水道局 滝根区域

番号	項 目 名	基準値	単位	毎月 検査	3か月に1 回の検査	設 定 理 由
1	一般細菌	100	100個/ml以下	8	4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
2	大腸菌	検出されないこと	検出されない	8	4	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l		1	※1
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l		1	
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l		1	①水源の状況に汚染の可能性は少ない。
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l		1	②過去の検査結果が基準値の1/2以下である。
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l		1	①②により検査項目は省略するが、安全確認ため、年1回検査を行う。
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l		4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l		4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l		4	消毒副生成物であり、検査項目の省略はできない。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l		4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l		1	
13	ホウ素及びその化合物	1	mg/l		1	
14	四塩化炭素	0.002	mg/l		1	
15	1, 4-ジオキサン	0.05	mg/l		1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l		1	※1
17	ジクロロエタン	0.02	mg/l		1	
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l		1	
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l		1	
20	ベンゼン	0.01	mg/l		1	
21	塩素酸	0.6	mg/l		4	
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l		4	
23	クロロホルム	0.06	mg/l		4	
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l		4	消毒副生成物のため検査項目の省略はできない。基本の検査頻度で実施する。
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l		4	
26	臭素酸	0.01	mg/l		4	
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l		4	
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l		4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/l		4	
30	ブロモホルム	0.09	mg/l		4	
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l		4	
32	亜鉛及びその化合物	1	mg/l		1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l		1	
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l		1	※1
35	銅及びその化合物	1	mg/l		1	
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l		1	
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l		1	
38	塩化物イオン	200	mg/l	8	4	水道水の性状確認のため、基本の検査頻度で実施する。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l		1	※1
40	蒸発残留物	500	mg/l		1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l		1	
42	ジェオスミン	0.00001	mg/l	2	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l	2	1	原因となる藻類の発生時期(8月)に検査を実施する。
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l		1	※1
45	フェノール類	0.005	mg/l		1	
46	有機物(TOC)	3	mg/l	8	4	
47	PH値	5.8～8.6		8	4	
48	味	異常でない		8	4	
49	臭気	異常でない		8	4	
50	色度	5	度	8	4	
51	濁度	2	度	8	4	

令和7年度 水質検査(月別)

田村市上下水道局 滝根区域

番号	項 目 名	4月	5月	6月	7月	原水	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物					○	○							
4	水銀及びその化合物					○	○							
5	セレン及びその化合物					○	○							
6	鉛及びその化合物					○	○							
7	ヒ素及びその化合物					○	○							
8	六価クロム化合物		○			○	○			○			○	
9	亜硝酸態窒素		○			○	○			○			○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○	○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○	○			○			○	
12	フッ素及びその化合物					○	○							
13	ホウ素及びその化合物					○	○							
14	四塩化炭素					○	○							
15	1, 4-ジオキサン					○	○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○	○							
17	ジクロロエタン					○	○							
18	テトラクロロエチレン					○	○							
19	トリクロロエチレン					○	○							
20	ベンゼン					○	○							
21	塩素酸		○				○			○			○	
22	クロロ酢酸		○				○			○			○	
23	クロロホルム		○				○			○			○	
24	ジクロロ酢酸		○				○			○			○	
25	ジブromokクロロメタン		○				○			○			○	
26	臭素酸		○				○			○			○	
27	総トリハロメタン		○				○			○			○	
28	トリクロロ酢酸		○				○			○			○	
29	ブromोजクロロメタン		○				○			○			○	
30	ブromホルム		○				○			○			○	
31	ホルムアルデヒド		○				○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物					○	○							
33	アルミニウム及びその化合物					○	○							
34	鉄及びその化合物					○	○							
35	銅及びその化合物					○	○							
36	ナトリウム及びその化合物					○	○							
37	マンガン及びその化合物					○	○							
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○	○							
40	蒸発残留物					○	○							
41	陰イオン界面活性剤					○	○							
42	ジオスミン				○	○	○	○						
43	2-メチルイソボルネオール				○	○	○	○						
44	非イオン界面活性剤					○	○							
45	フェノール類					○	○							
46	有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計(項目)		9	24	9	11	39	51	11	9	24	9	9	24	9

田村市上下水道局 入新田区域

番号	項 目 名	基準値	単位	毎月 検査	3ヵ月に1 回の検査	設 定 理 由
1	一般細菌	100	100個/ml以下	8	4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
2	大腸菌	検出されないこと	検出されない	8	4	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l		1	※1
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l		1	
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l		1	①水源の状況に汚染の可能性は少ない。
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l		1	②過去の検査結果が基準値の1/2以下である。
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l		1	①②により検査項目は省略するが、安全確認ため、年1回検査を行う。
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l		4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l		4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l		4	消毒副生成物であり、検査項目の省略はできない。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l		4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l		1	
13	ホウ素及びその化合物	1	mg/l		1	
14	四塩化炭素	0.002	mg/l		1	
15	1, 4-ジオキサン	0.05	mg/l		1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l		1	※1
17	ジクロロエタン	0.02	mg/l		1	
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l		1	
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l		1	
20	ベンゼン	0.01	mg/l		1	
21	塩素酸	0.6	mg/l		4	
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l		4	
23	クロロホルム	0.06	mg/l		4	
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l		4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l		4	消毒副生成物のため検査項目の省略はできない。基本の検査頻度で実施する。
26	臭素酸	0.01	mg/l		4	
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l		4	
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l		4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/l		4	
30	ブロモホルム	0.09	mg/l		4	
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l		4	
32	亜鉛及びその化合物	1	mg/l		1	※1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l	8	4	PACを使用しており、安全確認のため、毎月検査する。
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l		1	※1
35	銅及びその化合物	1	mg/l		1	
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l		1	
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l		1	
38	塩化物イオン	200	mg/l	8	4	水道水の性状確認のため、基本の検査頻度で実施する。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l		1	※1
40	蒸発残留物	500	mg/l		1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l		1	
42	ジェオスミン	0.00001	mg/l	2	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l	2	1	原因となる藻類の発生時期(8月)に検査を実施する。
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l		1	
45	フェノール類	0.005	mg/l		1	※1
46	有機物(TOC)	3	mg/l	8	4	安全性及び、性状確認のため、基本の検査頻度で実施する。
47	PH値	5.8～8.6		8	4	
48	味	異常でない		8	4	
49	臭気	異常でない		8	4	
50	色度	5	度	8	4	
51	濁度	2	度	8	4	

令和7年度 水質検査(月別)								田村市上下水道局 入新田区域						
番号	項 目 名	4月	5月	6月	7月	原水	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物					○	○							
4	水銀及びその化合物					○	○							
5	セレン及びその化合物					○	○							
6	鉛及びその化合物					○	○							
7	ヒ素及びその化合物					○	○							
8	六価クロム化合物		○			○	○			○			○	
9	亜硝酸態窒素		○			○	○			○			○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○	○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○	○			○			○	
12	フッ素及びその化合物					○	○							
13	ホウ素及びその化合物					○	○							
14	四塩化炭素					○	○							
15	1,4-ジオキサン					○	○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○	○							
17	ジクロロエタン					○	○							
18	テトラクロロエチレン					○	○							
19	トリクロロエチレン					○	○							
20	ベンゼン					○	○							
21	塩素酸		○				○			○			○	
22	クロロ酢酸		○				○			○			○	
23	クロロホルム		○				○			○			○	
24	ジクロロ酢酸		○				○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン		○				○			○			○	
26	臭素酸		○				○			○			○	
27	総トリハロメタン		○				○			○			○	
28	トリクロロ酢酸		○				○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン		○				○			○			○	
30	ブロモホルム		○				○			○			○	
31	ホルムアルデヒド		○				○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物					○	○							
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	鉄及びその化合物					○	○							
35	銅及びその化合物					○	○							
36	ナトリウム及びその化合物					○	○							
37	マンガン及びその化合物					○	○							
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○	○							
40	蒸発残留物					○	○							
41	陰イオン界面活性剤					○	○							
42	ジェオスミン				○	○	○	○						
43	2-メチルイソボルネオール				○	○	○	○						
44	非イオン界面活性剤					○	○							
45	フェノール類					○	○							
46	有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計(項目)		10	25	10	12	39	51	12	10	25	10	10	25	10

田村市上下水道局 都路区域

番号	項 目 名	基準値	単位	毎月 検査	3ヵ月に1 回の検査	設 定 理 由
1	一般細菌	100	100個/ml以下	8	4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
2	大腸菌	検出されないこと	検出されない	8	4	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l		1	※1
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l		1	
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l		1	①水源の状況に汚染の可能性は少ない。
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l		1	②過去の検査結果が基準値の1/2以下である。
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l		1	①②により検査項目は省略するが、安全確認ため、年1回検査を行う。
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l		4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l		4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l		4	消毒副生成物であり、検査項目の省略はできない。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l		4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l		1	※1
13	ホウ素及びその化合物	1	mg/l		1	
14	四塩化炭素	0.002	mg/l		1	※1
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/l		1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l		1	※1
17	ジクロロエタン	0.02	mg/l		1	
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l		1	※1
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l		1	
20	ベンゼン	0.01	mg/l		1	※1
21	塩素酸	0.6	mg/l		4	
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l		4	※1
23	クロロホルム	0.06	mg/l		4	
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l		4	※1
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l		4	
26	臭素酸	0.01	mg/l		4	※1
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l		4	
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l		4	※1
29	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/l		4	
30	ブロモホルム	0.09	mg/l		4	※1
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l		4	
32	亜鉛及びその化合物	1	mg/l		1	※1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l		1	
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l		1	※1
35	銅及びその化合物	1	mg/l		1	
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l		1	※1
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l		1	
38	塩化物イオン	200	mg/l	8	4	水道水の性状確認のため、基本の検査頻度で実施する。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l		1	※1
40	蒸発残留物	500	mg/l		1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l		1	※1
42	ジェオスミン	0.00001	mg/l	1	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l	1	1	※1
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l		1	
45	フェノール類	0.005	mg/l		1	※1
46	有機物(TOC)	3	mg/l	8	4	
47	PH値	5.8~8.6		8	4	※1
48	味	異常でない		8	4	
49	臭気	異常でない		8	4	※1
50	色度	5	度	8	4	
51	濁度	2	度	8	4	※1

令和7年度 水質検査(月別)

田村市上下水道局 都路区域

番号	項 目 名	4月	5月	6月	7月	原水	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物				○	○								
4	水銀及びその化合物				○	○								
5	セレン及びその化合物				○	○								
6	鉛及びその化合物				○	○								
7	ヒ素及びその化合物				○	○								
8	六価クロム化合物	○			○	○			○			○		
9	亜硝酸態窒素	○			○	○			○			○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○	○			○			○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○	○			○			○		
12	フッ素及びその化合物				○	○								
13	ホウ素及びその化合物				○	○								
14	四塩化炭素				○	○								
15	1, 4-ジオキサン				○	○								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○	○								
17	ジクロロエタン				○	○								
18	テトラクロロエチレン				○	○								
19	トリクロロエチレン				○	○								
20	ベンゼン				○	○								
21	塩素酸	○			○				○			○		
22	クロロ酢酸	○			○				○			○		
23	クロロホルム	○			○				○			○		
24	ジクロロ酢酸	○			○				○			○		
25	ジブロモクロロメタン	○			○				○			○		
26	臭素酸	○			○				○			○		
27	総トリハロメタン	○			○				○			○		
28	トリクロロ酢酸	○			○				○			○		
29	ブロモジクロロメタン	○			○				○			○		
30	ブロモホルム	○			○				○			○		
31	ホルムアルデヒド	○			○				○			○		
32	亜鉛及びその化合物				○	○								
33	アルミニウム及びその化合物				○	○								
34	鉄及びその化合物				○	○								
35	銅及びその化合物				○	○								
36	ナトリウム及びその化合物				○	○								
37	マンガン及びその化合物				○	○								
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○	○								
40	蒸発残留物				○	○								
41	陰イオン界面活性剤				○	○								
42	ジェオスミン				○	○	○							
43	2-メチルイソボルネオール				○	○	○							
44	非イオン界面活性剤				○	○								
45	フェノール類				○	○								
46	有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計(項目)		24	9	9	51	39	11	9	24	9	9	24	9	9

田村市水質検査日程表〔船引・大越〕

採水年月日				船 引		大 越		保 菌
年	月	日	曜	浄水	原水 大滝根川河川入口	浄水	原水 ①千丁地水源 ②畑田水源	
7	4			○49	指標菌	○9	指標菌	
	5			○9	クリプト・ジアルジア	○23	クリプト・ジアルジア	
	6				農薬 115 項目			
				○11	指標菌	○11	指標菌	☆
	7			○51	39 項目 指標菌 PFOS 及び PFOA	○11	39 項目 指標菌 PFOS 及び PFOA	
	8			○11	クリプト・ジアルジア	○51	クリプト・ジアルジア	
	9			○11	指標菌	○11	指標菌	
	10			○49	指標菌	○9	指標菌	
	11			○9	クリプト・ジアルジア	○23	クリプト・ジアルジア	
	12			○9	指標菌	○9	指標菌	☆
8	1			○49	指標菌	○9	指標菌	
	2			○9	クリプト・ジアルジア	○23	クリプト・ジアルジア	
	3			○9	指標菌	○9	指標菌	

田村市水質検査日程表〔常葉・滝根・都路〕

採水年月日				常 葉		滝 根・入新田		都 路		保 菌
年	月	日	曜	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	
7	4			○23	クリプト・ジアルジア	○9	クリプト・ジアルジア	○23 鉄・マンガン	指標菌 鉄・マンガン	
	5			○9	指標菌	○23	指標菌	○9		
	6			○9	指標菌	○11	指標菌	○9		☆
	7			○51	39 項目 クリプト・ジアルシ PFOS 及び PFOA	○11	クリプト・ジアルジア	○51 鉄・マンガン	39 項目 指標菌 鉄・マンガン PFOS 及び PFOA	
	8			○11	指標菌	○51	39 項目 指標菌 PFOS 及び PFOA	○11		
	9			○9	指標菌	○9	指標菌	○9		
	10			○23	クリプト・ジアルジア	○9	クリプト・ジアルジア	○23 鉄・マンガン	指標菌 鉄・マンガン	
	11			○9	指標菌	○23	指標菌	○9		
	12			○9	指標菌	○9	指標菌	○9		☆
8	1			○23	クリプト・ジアルジア	○9	クリプト・ジアルジア	○23 鉄・マンガン	指標菌 鉄・マンガン	
	2			○9	指標菌	○23	指標菌	○9		
	3			○9	指標菌	○9	指標菌	○9		